

平成25年第8回教育委員会定例会
(8月14日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成25年8月14日（水）午前10時00分

場 所 教育委員会室

出席委員

委 員 長	末 廣 照 純
委員長職務代理者	樋 口 清 秀
委 員	前 田 烈
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	須 賀 裕
生涯学習推進担当部長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	嶋 田 邦 彦
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 （兼 教育支援館長）	針 谷 玲 子
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さ ち 子
青少年・スポーツ課長	小 澤 隆
中央図書館長	川 島 俊 二
事 務 局 副 参 事	柿 沼 浩 一

日 程

日程第1 議案審議

第19号議案 平成26年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援について

(2) 生涯学習課

イ 上野混声合唱団が実施する事業に対する後援について

(3) 青少年・スポーツ課

ウ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

- (1) 庶務課
 - ア 区民文教委員会における報告事項等について
 - イ 後援名義の使用について
- (2) 学務課
 - ウ 校外学習環境の整備について
 - エ 生活保護基準の見直しに伴う対応について
- (3) 指導課
 - オ 平成24年度不登校児童・生徒数について
 - カ 台東区立中学校教諭による体罰事故に伴う民事調停について
- (4) 教育改革担当
 - キ 教員等アイデア提案制度について
- (5) 生涯学習課
 - ク 台東区社会教育委員の会議諮問事項審議の進捗状況について
- 3 9月の行事予定について
- 4 その他
 - ア 台東幼稚園閉園式について（学務課）

午前10時00分 開会

末廣委員長 ただいまから、平成25年第8回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、前田委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

末廣委員長 それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 議案審議

第19号議案

末廣委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について、事務局、各課ごとに説明をお願いいたします。

初めに、第19号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 それでは、平成26年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択につ
いてご説明いたします。

特別支援学級の教科書につきましては、児童・生徒の障害の状況が年度ごとに大きく
異なることから、毎年採択を行うことになっております。

次に、使用可能な教科書について、特別支援学級では、通常学級で使用している検定
教科書を使える場合は、その教科書を支給しておりますが、子どもたちの個々の実態に
応じて、文部科学省著作の教科書や一般図書を使用することができることになって
おります。一般図書を選ぶ場合は、児童・生徒の障害の種類や程度、能力や特性に
応じて最もふさわしい内容のものを選ぶこととなります。価格につきましても、
教科用図書無償給与予算との関係から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高
額なものに偏らないことが条件になってございます。

東京都教育委員会は、毎年、調査委員を委嘱して調査研究を行っており、この
一般図書の内容等を確認し、ふさわしいと判断されたものが、東京都教育委員
会調査研究資料として掲載されております。この一般図書は、児童・生徒の
発達状況や障害の程度に応じて、A、B、Cの三つの段階に分けられて
おります。内容は資料の項番4に記載しております。

各学校の使用教科書については、別紙資料の、1ページから4ページに、各
学校からの使用希望一覧がございます。この内容を、台東区の特別支援
学級設置校教科用図書資料作成委員会を立ち上げ、調査研究をいたしま
した。その結果を別添資料で付けてございます。各学校から使用したい
という申し出があった一般図書につきましては、全てが東京都教育

委員会調査研究資料に掲載されている図書の中から選定されております。本区の特別支援学級設置校教科用図書資料作成委員会も、それぞれの一般図書につきましては使用可能な教科用図書としてふさわしいと判断をいたしまして、来年度使用の教科書につきましては、1ページから4ページに示しております一般図書を使用したいと考えております。

今日は、その中から幾つかを参考としてご用意させていただきました。机上にございますのが、教科書として使用する一般図書でございます。

なお、一般図書は、あくまでも一般の図書ですので、今後、供給不能になる場合がございます。昨年度も供給不能になり、再度、教育委員会で採択をしていただいたことがございました。また、4月の段階で、転入生、新入生として入ってくる子どもたちの図書が間に合わないという状況も予測されております。

そこで、今回の採択では、そういった供給不可能となる場合や、転入等の子どもにもすぐに対応できるよう、東京都教育委員会調査研究資料に掲載されております一般図書について、これを台東区で使用することができるという旨の採択をお願いしたいと考えてございます。

なお、採択後、供給不能等で新たに教科書として使用する一般図書があった場合につきましては、改めまして、本教育委員会にその旨のご報告をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 柏葉中学校の英語で、オックスフォードの「English Time」は、いい選択だと思います。特にCDを使うことによって、繰り返し子どもに音を聞かせるのはとてもいいことです。

末廣委員長 ほかにございますか。

前田委員 今、樋口委員からCDの話が出ました。私が派遣でデンマークに行ったときに、特別支援学級でCDを使っていました。特別支援学級の子どもたちは非常に喜んで取り組んでいましたし、お互いに共同学習のようなこともやっていて、いいなと思いました。

これは意見ですが、特別支援学級で、特に低学年では教具を活用するののも一つの方法かと思えます。予算の問題もあると思えますが、考えていただきたいなと思えます。

蔵前小学校と松葉小学校では、図書の数に差がありますが、何か理由はありますか。

指導課長 まず、1ページから4ページに記載しましたのは、一般図書と文部科学省著作の教科書を一覧にしたものです。このほかに、通常学級で使っている教科書が使えるお子さんについては、それを支給しているという状況です。そういった、児童・生徒の実態の中で通常学級と同じ教科書を使っているという状況があります。

また、あくまでも種類の数であり、実数の数ではないということで、松葉小の場合はこの少ない中で、複数の子どもたちが同じ一般図書を使って指導をしているという状況があり、それを種類ごとに一覧表にすると数がこれだけ違ってくるという状況にもなっているのか

と思っております。

前田委員からもお話をいただきましたが、子ども一人ひとりの状況に応じて、担当の教員が研究し、検討していくことは大事なことでございますので、今後、私どもからも学校現場にはそのような指導をしていきたいと思っております。

前田委員 松葉小学校の場合は、特別支援学級用ではない教科書を使用することも、大いにありうるということですね。

指導課長 はい、そういうことでございます。

末廣委員長 ほかにご質問はございますか。

樋口委員 蔵前小学校は、生活、国語、書写、算数、理科、音楽という科目に関してそれぞれ教科書を指定していますが、松葉小学校では、国語、書写、社会、算数、理科で、音楽や生活がないのは、これは通常学級の教科書を使うという解釈でよろしいですか。

指導課長 そのように認識してございます。

樋口委員 では、金竜小学校も、通常学級の教科書を使うということですか。

指導課長 そうです。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、これより採決いたします。

第19号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

末廣委員長 それでは、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、アの公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援について、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。

まず企画書をご覧ください。台東区芸術文化財団では、「親子で触れる日本の名曲たち」という公演を、平成25年11月4日、月曜日、生涯学習センター・ミレニアムホールで実施をいたします。

内容は、0歳からの小さな子どもとその家族を対象に、親から子どもへ唄い継がれていく日本の童謡・唱歌・歌曲を中心に、懐かしい秋を感じる名曲を楽しんでいただくコンサ

ートでございます。曲目は、資料のとおりでございます。

本事業の目的である、親子に身近で気軽に質の高い芸術に触れる機会を提供し、芸術文化への関心を促す観点から、後援名義使用につきまして、よろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 ないようですので、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 生涯学習課 イ

末廣委員長 次に、生涯学習課のイについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、イの上野混声合唱団が実施いたします田尻明規とモーツァルト・レクイエムを歌う会のコンサートに対する教育委員会の後援につきまして、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

上野混声合唱団は、昭和29年に発足した60年近い伝統を誇る合唱団でございます。過去、平成17年には創立50周年、さらに平成22年には55周年の年に大々的な演奏会を催し、それぞれ後援名義の使用が承認されております。

今回の演奏会は、さきの東日本大震災の犠牲者に対する追悼と鎮魂の思いを込めて、12月10日、東京文化会館大ホールで行われるものでございます。なお、本件は政治的、宗教的、営利的な面で抵触しないことを確認しております。

区民の音楽文化、生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件後援につきまして、よろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 ないようですので、生涯学習課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 青少年・スポーツ課 ウ

末廣委員長 次に、青少年・スポーツ課のウについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

青少年・スポーツ課長 それでは、ウの体育施設の事前使用承認について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

今回は、柳北スポーツプラザについての申請でございます。

まず、保健サービス課から、若返り体操広場の会場としてアリーナの申請がございます。若返り体操は、区の事業として地域の中高年の方々に体操による体力づくりを促進するために開催されており、今回は浅草橋地区健康推進委員健康学習会として10月23日に開催されます。

続きまして、学務課より、柳北小学校第87回卒業生の同窓会会場としてアリーナの申請がございます。柳北小学校は、平成13年に統合のため閉校になりました。今回は第87回卒業生が同窓会を9月21日に開催し、バスケットボールやバレーボールなどを通じて旧交を温めようというものでございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。それぞれ区民福祉の点から規則に照らして適切な申請と思われるので、ご協議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、青少年・スポーツ課のウについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

末廣委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに報告をお願いします。

初めに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、アの区民文教委員会での教育委員会に関する理事者報告事項について、ご報告をいたします。資料4をご覧ください

報告案件は、3件ございました。

まず学務課から、生活保護基準の見直しに伴う対応について報告がありました。

国がこの8月から生活保護基準の見直しを行うことに伴い、区が実施する事業の対応を各関係の委員会で報告したものでございます。

主な質疑の内容ですが、たいとうフロンティアの河野委員から、就学援助を受けている人数及び比率についての確認、また、生活保護基準の見直しにより就学援助費が削減され、児童生徒の学力に影響がないように願いたいという意見がございました。学務課長か

らは、小学校、中学校における人数、比率についての数字を答え、学力への影響については、生活保護基準が消費実態に合わせるものであり、学力への影響はないと思うという答弁をしております。

共産党の小高委員からは、来年度以降、影響が出ると思われるので、区としての対応を強く要望するという意見もございました。

次に指導課から、平成25年度台東区総合学力調査結果（速報値）について、報告がありました。

主な質疑の内容として、公明党の小坂委員から、成果が出ているという評価をされながら、全国平均との比較では対象が大きすぎる、東京都との平均は出ないか。また、河野委員から、区の目標値があるのなら提示してはどうか、といったご意見がございました。指導課長からは、東京都との比較については、委託事業者に確認をする。また達成目標値のデータも、今後提示をしていきたいとの答弁がありました。

また自由民主党・無所属の会の望月委員から、小中学校で授業の理解度を図るためのアンケートは実施しているかという質問がございましたが、小学校で7割以上、中学校は全ての学校で行っており、授業改善推進プランに活用しているという答弁をしております。

次に、青少年・スポーツ課から、荒川河川敷運動公園運動場の一時貸出中止について、報告がありました。

小坂委員から、貸出中止期間での代替地について質問をした上で、特にサッカーについて、競技場が限られているということで影響がないように対応してほしいという要望がございました。

区民文教委員会の報告事項については、以上でございます。

次に、イの後援名義の使用についてご説明をいたします。資料5をご覧ください。

本件は継続して後援名義使用申請を受けている事業でございますが、庶務課取扱分として、「平成25年度 参加・体験・感動！ふれあいこどもまつり」以下5件ございました。また、生涯学習課取扱分として「第22回お母さんのための講演会」以下4件でございます。内容については、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

樋口委員 就学援助の認定率は、台東区の場合、国内でどの程度の位置にありますか。

学務課長 おおよそ、23区中、認定率の高いほうから5番目くらいと聞いております。

樋口委員 ある校長先生と話した際に、中学校入学の時点で英語の辞書を持っていて当たり前ということはないとのこと。台東区の中学生で、個人で英語の辞書をどれだけ持っているか。就学援助の認定率がこれだけ多いと、なかなか難しいのではないのでしょうか。そうすると、教え方をいろいろ変えなくてはならないと思います。

例えば、英語の単語帳がなければ英語の学習は難しいので、英語の単語帳をつくる学

習をするなど、各教員は教育現場で教えていかないと、通常の授業をして、その後は自宅でやるべきだと言っても、そのための補助教材などが無いと難しいです。

柏葉中学校に行った際に、英語の辞書や国語の辞書がたくさん置いてありました。教員に聞いたところ、英語の辞書や国語の辞書を持っていない生徒が多いということでした。では自宅に持って帰れるのか聞いたところ、個人所有になってしまうので貸さないとのことでした。これでは英語、国語の学習は伸びないと思います。これは深刻に受け止めて、少なくとも補助教材を要する勉強に関しては、学校の対応を少し変えていただくことが必要かと思いますが、いかがですか。

学務課長 就学援助の面から申し上げます。辞書の所有状況で課題がございましたが、就学援助は主に給食費、学用品費というような大きなくくりで、月の一定額を現金で給付している状況ですので、それらを活用して生活負担を軽減する中で、辞書なども買っていたらという期待を込めて運用しているところでございます。

指導課長 自宅学習のために何を家庭で買う、というような指導については把握していないところでございます。ただし、就学援助を受けている、受けていないにかかわらず、やはり最低限度これは必要だというようなものは揃えておくように、兄弟が使っていた物でもいいと思いますし、卒業生からもらってもいいと思います。やはり、ある程度ものは必要だというような指導はおそらくしているとは思いますが、その辺りの把握は十分にしていないところでございます。

高森委員 区内の小学校によっては、国語辞典、漢和辞典を各家庭で購入して使用するよう指導されている学校もあるようです。

樋口委員 そうすると、指導されていることと実態が合っていない。学力の差に大きく響いてくるので、できましたら指導して、例えば生涯学習センターなどで、不要の辞書があれば集めて貸与するというような方法もあるのではないかと思います。

指導課長 実態をまず把握して、校長会等でも協議していきたいと思っております。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、次に報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承いたします。

(2) 学務課 ウエ

末廣委員長 次に、学務課のウ及びエについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それではまず、ウの校外学習環境の整備について、ご報告をさせていただきます。資料6をご覧ください。

こちらの案件は、昭和41年に設置されました軽井沢学園についてでございます。小学

校移動教室を中心に利用してきましたが、老朽化等のため、平成3年に移転の検討が始められました。その後、平成11年度に財政健全化の関係で凍結となりましたが、平成17年度から長期総合計画の中で新軽井沢学園の建設、または建設用地を利活用する、または借上げ施設を借りることなども含め、校外施設の方向性について検討を行ってまいりました。本日はその検討状況をご報告し、ご意見をいただきたいと考えております。そのご意見をもとに次回の教育委員会定例会において再度ご報告し、方向性を決めていただけたらと考えてございます。

それでは、項番1、新軽井沢学園についてですが、建設用地が追分自然観察教育林内にあることから、自然保護協定を締結しており、協定期間が来年度末までという状況でございます。学園を建設するという場合に想定しておりましたのが、資料の表のような40室でございます。グラウンドや体育館を設けて、建設費用は概算で45億円、維持管理経費が年間2億4,000万円という状況でございます。

これらの施設の利用見込みでございますが、まず児童生徒の将来推計ですが、平成22年の国勢調査に基づく推計によりますと、こちらを利用する想定10歳から14歳の人口推移は、平成32年まで増加、それ以降は減少に転じて、その10年後には、平成22年を下回る見込みとなっております。

また、学校数でございますが、移転計画の始まった平成3年当時、小中学校合わせて36校でございます。そういう中、日程的に余裕がないということで検討が始まったところでございますが、現在は小中学校合わせて26校で、既に霧ヶ峰学園で夏の間スケジュールを調整しまして、収容能力は十分であるという状況でございます。

また、この学園を建設しますと、学校以外にも社会教育登録団体や一般区民にも利用いただくということでございますけれども、校外施設は、現在、霧ヶ峰学園、あわ野山荘がございますが、そのほかにも区民向けの民間施設が3カ所指定されておまして、区民利用の需要に新たに建設するという必要性は考えにくい状況でございます。

次に、建設をしない場合でも、この教育林内を何らかの形で利活用できないか検討したところでございますが、自然観察等々で利用できるということではありますけれども、制度上、木の伐採などができないという条件の中で、原生林に駐車場、トイレ、進入路もない状況で、土地の利活用だけでも非常に困難な条件であると考えられます。

以上、人口推計などから霧ヶ峰学園で宿泊需要等に十分対応できるという状況、新たに設置した場合に、財政上の重い負担となること、学校以外の宿泊需要にも現状で応えられているということ、土地の利活用についても困難な状況ということ踏まえまして、軽井沢に新たに建設する、または土地を利活用することは、断念することといたしたいと考えているところでございます。

次に、借上げ施設の検討でございます。

新軽井沢学園を建設しないまでも、民間施設を借上げるなどして、校外学習に寄与できないかということでございますが、別紙1にありますように、11施設を調査してまいり

ましたが、体育館の設置状況、利用時期の調整の関係、また国立や県立などの施設につきましては、非常に希望学校が多いということで、安定的な利用を確保することが難しいという状況でございました。

以上、検討はしましたが、学校側からも校外学習として生活体験の場ということで、布団の上げ下げなどを自ら行う環境、雨のときでも活動できる体育館設備等の関係から、霧ヶ峰学園を継続するほうがいいのではないかというご意見もあり、新たな校外施設を借上げるよりも、霧ヶ峰学園をより一層有効に活用していく方向で現在考えております。

最後になりますが、校外学習環境の充実ということで、霧ヶ峰学園におきましては、別紙2にございますように、小中学校合わせて9事業を5月から8月にかけて実施してございます。小学校移動教室を霧ヶ峰学園に移して、既に10年が経過しております。これまで味噌仕込みなどの体験学習や、工場見学を新たに開発し、またガイドウォークを紹介するなど、プログラムの充実、また、公衆トイレの設置を諏訪市に働きかけるなど、環境の改善も図り、十分に機能している状況でございます。

また、学校以外でのリーダー研修、ジュニアオーケストラ、ジュニア合唱団等々、社会教育団体にも有効に活用されている状況でございます。

そして、この諏訪市は歴史があり、文化財も多い土地でございます。豊かな自然に恵まれた様々なイベントもあるという状況で、今後は、この諏訪市の資源や風土を活かして、学校と協議をしながら、さらに霧ヶ峰学園を有効に活用するためのソフト面の充実を図っていくことといたしたいと考えてございます。

校外学習環境の整備についてのご報告は以上でございます。

続いて、工の生活保護基準の見直しに伴う対応についてご報告をさせていただきます。資料7をご覧ください。

本年の8月から生活保護基準が既に見直されております。その内容につきましては別紙にございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。この生活保護基準の見直しにより、基準を参照している事業について何らかの影響を受ける可能性があるということで、該当する事業の対応をまとめたものが資料1枚目の表でございます。

まず、項番の1と2でございますが、小中学校の要保護・準用保護就学援助について、平成25年度は、見直しのあった8月以降も旧生活保護基準で対応しますので、この8月で影響はないということでございます。

なお、平成26年度以降の対応につきましては、国や他区の動向を踏まえて今後検討をしてまいります。

次に項番3と4でございますが、小中学校の特別支援学級就学奨励についてでございます。こちらは毎年国が作成する「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」に基づいて対応しているところでございます。平成25年度8月の見直し以降も、この保護基準額の早見表をそのまま使用してまいりますので、影響はございません。

なお、平成26年度以降も同様の早見表に基づいて対応してまいります。現時点でこの

早見表に関する国の対応等は未定でございます。

ご報告は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

和田教育長 現状報告がありましたが、今後、最終的に教育委員会として結論を出すのはいつと考えていますか。

学務課長 本日も意見等がございましたら、それも含めて、中身については再度検討をさせていただきます、次回9月の教育委員会定例会に、まとめをご報告させていただきます。そこでご了承いただけたら、区の政策会議、また区議会にも報告をして、了承をいただいていたと考えているところでございます。

末廣委員長 ほかにご質問ございますか。

樋口委員 資料6の1行目に昭和41年に軽井沢学園を設置と書いてありますが、建物はあったのですか。

学務課長 はい、ございました。

樋口委員 平成3年には、それを閉じた。

学務課長 閉じたのは、平成13年度末でございまして、平成3年に老朽化等々手狭だということで問題になり、どこかに移転・充実を検討していたところでございます。

樋口委員 原生林地区で伐採も、取りつけ道路も不可という話だと、自然保護協定を結んだ時点で、建設不可能なところを契約したような感じがしますが、矛盾はないですか。

学務課長 学園建設という条件では一定の保護の約束を守りながら、建設については事業化が可能ということではありましたが、そういうものを設けずに、宿は別なところということもあり得るということでしたが、それを現実にやるには、難しいということでございます。

樋口委員 余計にお金がかかるという話ですね。わかりました。

末廣委員長 今、軽井沢の建物はないわけですね。

学務課長 はい。平成13年度末で閉園し、既に売却しております。

和田教育長 樋口委員からのお話で、昭和41年に軽井沢学園を設置しまして、結構広い敷地で、学校での使用もしましたし、私どもの職員の研修施設としても活用してありました。その後かなり老朽化が進んだために、そこを明け渡しました。当時、もう借地であったと思います。そこは今、住宅地になっています。

もう一つは、霧ヶ峰学園で、軽井沢学園よりも古くからあったと思います。今の建物の前の建物がありました。

当時は、軽井沢学園と霧ヶ峰学園と、二つの校外施設を使っていました。あわ野山荘は、規模が違いますから、おそらく小学校では軽井沢学園、中学校では霧ヶ峰学園という使い分けをしていたように聞いております。軽井沢学園がなくなったために、霧ヶ峰学園だけになってしまったということでございます。

高森委員 霧ヶ峰学園は、将来的に老朽化によって改築あるいは修繕が必要になってくるといことは考えて使っているのでしょうか。

学務課長 霧ヶ峰学園は、区立施設の全体の営繕の中で、必要な営繕をしながら使っていきたいと考えております。

末廣委員長 ほかにございますか。

和田教育長 新軽井沢学園を新たにつくろうということで、区も、議会も、当初は非常に前向きに検討していましたが、やはり経済状況などの問題を勘案しますと、ここを整備するには経費的に10億、20億のお金がかかるということを考え、実際にどうなのかという声が上がりました。軽井沢学園は一般区民の方々も利用していて、今は新幹線もできましたので、非常に簡便に短い時間で行ける魅力もありますが、やはり設置、開設した後に、どれだけ有効に活用できるか、季節によるばらつきなどを考えると、今のところ計画の推進は難しいかということなのです。教育委員会にお諮りした上で、また新たに議論を詰めていきたいと思っております。

末廣委員長 新軽井沢学園をつくろうというときは、やはり2カ所あったほうが良いという感覚でしたか。

学務課長 おっしゃるとおりです。平成3年の当時、学校数も今より10校多い状況で、軽井沢学園をなくして霧ヶ峰学園だけにするには、無理があった状況です。また軽井沢学園で定着していた小学校の校外授業について手狭であるということでは、そこを建てかえる、またどこか近くに移転して充実しようというのが、課題としてございました。

末廣委員長 ほかにございますか。

高森委員 霧ヶ峰学園の年間の維持経費はどのくらいかかりますか。

学務課長 現在、予算化しております維持管理費は、指定管理でございますが、7,400万円ほどでございます。

樋口委員 霧ヶ峰学園、あわ野山荘で、原生林に分け入るという体験は校外学習のなかなか得がたいところだと思いますので、昆虫採集も含めて検討いただけたらと思います。

学務課長 ご指摘のように、日帰りでもそういった原生林に分け入るといったことが、教育上いい体験になるのではないかということについては、検討させていただきたいと思っております。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 次に、報告事項、学務課の工について、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、学務課のウ及びエについては、報告どおり了承願います。

(3) 指導課 オカ

末廣委員長 次に、指導課のオ及びカについて、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 それでは、まずオの平成24年度不登校児童・生徒数について、ご報告をさせていただきます。資料8をご覧ください。

毎年実施しております、児童・生徒の問題行動等の実態についての調査がございまして、その中の不登校児童・生徒の数がまとまりました。

まず、上の欄の表は、集計結果、実数、出現率と、東京と国との比較ができる表でございます。折れ線グラフは、経年での変化を示したものでございます。

この不登校の定義については、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因等により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況のことでございます。そうした理由で1年間の間に30日以上欠席した場合が、不登校の数になります。したがって、病気や経済的理由による長期欠席などは、不登校の数には含んでおりません。

昨年度の実数は、小学校で22名、中学校で67名であり、前年度より増加している状況です。

現段階では、国や都の結果が示されておりませんので、それらと比較することはできませんが、一昨年度、平成23年度の国や都の出現率と比べますと、国とほぼ同様の状況であり、また東京都よりはやや出現率が低い状況でございます。

また、折れ線グラフの経年変化につきましては、小学校では平成18年度をピークとして減少してきておりましたが、このところ横ばいの状況でございます。中学校につきましても、概ね小学校と同じような傾向を示しておりますが、中学校のほうが小学校に比べて出現率が高く、小学校から中学校にどうつなげていくのか、また中学校でどのような手だてを打っていくかが大きな指導のポイントとなってくるかと思っております。

この表にはございませんが、学年別の人数の状況ですが、小学校は、4年生から数が増えている状況でございます。その原因として、不安などの情緒的混乱というのが、割合として一番多い状況でございます。中学校は、学年の進行とともに不登校の数が増加している状況でございます。中学校でも小学校と同様に不安などの情緒的混乱が割合として多く、特に、平成24年度は、その割合が、一昨年の2倍ほどの割合になってございます。なお、不安などの情緒的混乱というのは、本人が登校したいと思っても、身体の不調を訴え登校できなかつたり、漠然とした不安を訴えて登校できなかつたりする状況になることでございます。

これらの状況を踏まえ、指導課といたしましては、次のような取組をしてきております。重点的な取組として、まず1点目は、スクールカウンセラー事業の充実でございます。小学校につきましては、平成25年度から区のスクールカウンセラーに加え、東京都のスクールカウンセラーも配置され、各校週3日、スクールカウンセラーが配置されているという状況をつくってございます。

また、私どもの主催でスクールカウンセラーへの研修会を実施し、管理職との情報共有の仕方や、単にスクールカウンセラーだけではなく、その教員組織の一員となってカウンセリングを行っていくなどの内容を研修しているところでございます。スクールカウンセ

ラーの相談実績でも不登校に関する相談割合は高く、今後も担任だけではなく、スクールカウンセラーとともに学校全体で組織的な対応をしていくよう指導してまいりたいと思っています。

2点目は、小学校と中学校の連携ということで、特に中学校1年生の不登校出現率減少への取組をしているところでございます。従来、一般的な傾向として、小学校から中学校へ進学する際に、不登校の数が増加する傾向がございます。中学校1年生で増えた状況のまま、継続して不登校の状況が続いていくというケースが多く、まずは、中学校1年生の段階で不登校にさせないということが大きな課題として認識しているところでございます。

こうした課題を克服するために、昨年度から年度末に教員同士が行う引き継ぎの中に、不登校の状況を必ず引き継ぐよう、引き継ぎ書類の様式にも不登校の状況を記載する欄を設け、小学校の段階で不登校経験があった児童の情報を、小学校から中学校へ、確実に引き継ぐようにいたしました。特に年間の欠席が30日以上になっていなくとも、そういった不登校の可能性のある児童につきまして、情報を必ず進学先の中学校に伝えるようにいたしました。

この結果、中学校1年生の入学後の状況で、今年度1学期末の段階ではございますけれども、中学校1年生の不登校の発生状況は2名にとどまっているという状況でございます。今後も中学校1年生の不登校出現率を1%未満にしていくことを目標に、未然防止に努めてまいりたいと思っています。

このほかにも各校での実践に加え、教育支援館でも、あしたば学級への通級や、ふれあいパートナー派遣により個別課題の早期解決に取り組んでいるところでございます。今後も不登校の状態にある児童生徒が一日も早く学校へ復帰できるよう、また新たに不登校になる児童生徒をできるだけ抑えていくよう、学校とともに努力してまいりたいと思っています。

平成24年度不登校児童・生徒数についてのご報告は以上です。

続いて、力の台東区立中学校教諭による体罰事故に伴う民事調停について、ご説明させていただきます。資料9をご覧ください。

本件体罰事故の概要につきましては、資料の項番1のとおりでございます。既に学校名とともに公表されているところでございます。

事故発生直後、被害者側、本件の場合は保護者でございますけれども、被害届を提出したことにより、検察庁から当該教諭に示談にするよう話がございました。しかしながら被害者側が示談交渉に応じなかったため、民事調停に至ったものでございます。

民事調停の経緯でございますが、これまで条件面で折り合いがつかず、合意することができませんでした。4回目の民事調停で、国家賠償法に基づき台東区が資料にあります慰謝料、治療費等の賠償金を被害者側に支払うことで、合意を得ることができました。

なお被害者側に支払う賠償金につきましては、同法に基づき、当該教諭に区が全額求償するものでございます。

区といたしましては、今後この賠償金を支払うことをもって、調停成立を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、今後につきましては、本件の報告内容につきまして、本教育委員会においてご了承をいただき、その後、8月23日に行われます区民文教委員会にてご説明をさせていただくとともに、第3回区議会定例会に議案として付議し、議決された場合には、議決証明書をもって、11月6日に第5回の民事調停が予定されておりますので、そこで調停設立の手続きを進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、指導課のオについて、何かご質問はございませんか。

前田委員 指導課長から、未然防止について積極的な説明がありました。スクールカウンセラーが各校週3日行っているという話ですが、スクールカウンセラーと教員との連携、あるいは当該不登校の子どもと保護者との連携はスムーズですか。

指導課長 スクールカウンセラーの活用の実績につきましては、増えたと考えており、そういう意味でも、活用の状況は充実してきたのかと思っております。

ただ、保護者とスクールカウンセラーや教員との連携につきまして、どのような課題があるかについては、スクールカウンセラーの研修会等の機会に報告等を通して事例研究をしているところでございます。概ね、スクールカウンセラーの活用で効果が表れていると認識しております。

前田委員 平成24年度の不登校児童・生徒の実数で、小学校22名、中学校67名ですが、あしたば学級に行ったり、教育相談に保護者が相談に来たりということが全くない子ども、家庭はありますか。

教育支援館長 教育相談で教育支援館にいらっしゃっている方は、昨年度より申し込みが増えております。24件申し込みが増え、継続相談を含めると、相談件数そのものは260件となっております。

実際に不登校30日以上の子供・生徒と、相談に来ている方が1対1になっているかというところまでは把握してはおりません。おおよそ、不登校で相談に来るケースでは、やはり4年生から6年生が多いという状況です。続いて小学校の1年生から3年生、中学生となっております。やはり教育相談に来るという行為が、一定の相談の窓口になっていると思われます。

また、スクールカウンセラーとの連携も、教育相談室と学校にいるスクールカウンセラーとの連携をまめにするのを心がけており、学校のスクールカウンセラーから私どものスクールカウンセラーに情報をいただいたり、逆に情報を提供したり、さらに、保護者も含めてというような取組をしているところでございます。

あしたば学級につきましては、昨年度は本入級、仮入級合わせて11名が通っております。やはり通っていただきますと、非常に効果があり、学校に戻ったり、中学三年生では

進路が決定したりと、そのような状況が見られます。

以上です。

前田委員 民間にも適応指導教室のようなものがありますよね。そういうところに行っている、行っていないなど、何か情報はありますか。

教育支援館長 学校からダイレクトにそのようなお話をいただいておりますが、私どものところに来る前に、そのようなところから来たということは、個別の相談の中でお話しがあることもあります。

前田委員 スクールカウンセラーの方は、臨床心理学に関して高い知識を持っています。ところが、保護者も焦っていたり、感情が落ちつかない方もいたりして、なかなかおさまりがつかなかったことがありました。

心理学を学んだ方も、実際のソーシャルワーク的な役割が今、望まれていて、その際に元校長のスクールカウンセラーは、その辺りは上手でしたね。先ほど研修されているというお話がありましたが、それは非常に重要だと思いますし、学校の経験者はそういう保護者の気持ちは理解しやすいと思いますので、うまく連携していければいいかなと思います。

ただし、心配なのはどこにも行っていないという子ですね。社会性が全く育たないと思いますので。

私も経験しましたが、いじめによる不登校が起きたときに、いじめた側は、反省して一生懸命あたりさわりのないようなことをやっているのですが、いじめられた側は、先生、目がいじめているって言いだすのです。親も、いじめた側はこれだけやったのに、あと何をやればいいのか、今度は逆に開き直られてしまって。学校は苦勞していると思いますので、教育支援館や指導課からその辺りを指導しながら、学校の意欲を育てる、カウンセラーの意欲を育てるということが大事かなと思っています。

末廣委員長 ほかにございますか。

高森委員 まず、ふれあいパートナー派遣について、心理学専攻の大学生が家庭訪問を実施とありますが、この大学生を選任する基準のようなものがあるのでしょうか。

それから、先ほどご報告がありましたように、不登校になる原因は情緒的不安、情緒的混乱ということでしたが、情緒的不安、混乱になった原因を、もう少し細かく伺いたいと思います。例えば、前田委員からお話のありましたいじめの問題もあると思いますし、学業の問題、課外活動、あるいは先生や先輩、中学生になると特に先輩ですね、小学校にはなかったような先輩との人間関係もあると思います。そういった総括的な環境の変化が不登校につながっているのかどうかというところの調査など、もしされているようであれば伺いたいと思います。

それから、あしたば学級について、ここに通級している子どもたちが、学校へ戻っていく復学率はどのくらいあるのか、その3点をお願いします。

教育支援館長 まず、ふれあいパートナーの基準につきまして、これは心理学等を学んでいる大学院生並びに大学生という形で募集をかけまして、私どものほうで一定の基準で

面接をして、採用しております。家庭に行って指導することが非常に多くなりますので、指導に行く前と指導後に教育支援館に来て、報告をもらいながら、その指導が適切だったかどうか、私どもの心理士と学校経験のある者とで確認をしているところです。

2点目の不登校の原因につきましては、指導課長からもご説明があるかと思いますが、来所相談の主訴について見ますと、児童・生徒自身の性格行動が原因となっているケースや、保護者や友人との人間関係をめぐって課題を抱えているケースが多いように思われます。

それから、3点目のあしたば学級の復学率について、昨年来ていただいていた方は、最終的には、学校に復学をしたり、進学している状況です。ただし、復学にもいろいろな復学の仕方がありまして、全く学校に行かれない状態でこちらに来ていているというケースはございません。やはり学校とあしたば学級を両方活用して、最終的に学校に戻っていくというケースでございました。したがって、全く来られなくなる前に、こちらに何らかのアプローチかけていただくということは、やはり必要なことではないかと思われます。

以上です。

指導課長 高森委員から、不登校になる原因の情緒的不安、情緒的混乱の原因を、もう少し細かくというお話をいただきましたが、今回の問題行動調査においても不登校の原因もあわせて調査をしてございます。調査・分析の結果では、第一に友人関係のもつれ、次いで学業不振、家庭の問題、進路の悩みなどが主な原因となっているように思われます。

以上でございます。

末廣委員長 ふれあいパートナーの派遣は、保護者から要請があったときに派遣するのですか。

教育支援館長 まずは学校と保護者とで話をして、それから要請をいただくような形になります。

末廣委員長 不登校になる原因として今、4つ挙げられましたが、家庭のDVの問題というものは出ていますか。

指導課長 父親が手をあげて母子ともに逃げて来られたとか、両親の関係がうまくいかないで、例えば虐待であるとか、そういうものの事例としては幾つかあるところでございます。

樋口委員 いろいろな事例があるので、スクールカウンセラーだけでは収まらない話もありますので、もう少し実態把握をされて、こういう事例にはこういう対応というようにしていかないと施策が曖昧になってくる可能性があります。特に中学生の不登校67人というのは深刻だだと思いますので。中学生はこれから社会に出る者として社会性を身につけて、義務教育を終わらせないといけないので、個別事例をもう少し把握して対応していくことが必要かなと思います。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは次に、報告事項、指導課の力について、何かご質問はございませんか。

樋口委員 賠償金は全額を当該教諭に求償するということですが、各教員は保険に入っていると聞いていますが、こういう事案においては、教員が入っている保険で支払われるということ間違いはないですか。

指導課長 今はかなり保険に加入している教員も多いですが、その保険は裁判を行ったときに出るということで、民事調停や示談のときには支払われないということになってございます。

樋口委員 そうしますと、示談にするか否かの時に教員の意向はどうだったのですか。

指導課長 この当該教員も代理人を立て、区も顧問弁護士にお願いし、絶えず教員の代理人と私どもとで調整を図ってきたところでございます。区が一方的に進めてきたところではございません。ただ、教員本人にとっては負担の大きいことと認識しております。

樋口委員 頸椎捻挫・頭部挫傷の傷害を負わせるというのは、どの程度なのでしょう。言葉だと、とてもひどい体罰を行ったような印象を受けそうですが、表現次第では教員に厳しい状況なりうるのです。一般的に頸椎捻挫は相当なものです。その辺り、診断書にはこのとおり書いてあるのでしょうか。

指導課長 そのままの表現でご報告しております。当該生徒につきましては、次の日から、学校に登校しております。

和田教育長 これは、都から学校名を公表された公表文の中にも、この「頸椎捻挫・頭部挫傷」という言葉が入っていましたか。

指導課長 この資料9にございます項番1の内容が、5月23日に都の教育委員会から公表された内容そのものでございます。

和田教育長 そのままの言葉を使っているということで、もうこれは公知の事実ということになっているのですね。

須賀次長 それから、賠償金の中の慰謝料は、顧問弁護士に診断書を見ていただき、それが一般的な交通事故の際の、むち打ち症の判断基準を根拠として、この金額及びこの頸椎捻挫・頭部挫傷という診断になったということですか。

樋口委員 客観性を担保するためには1カ所の診断書では少し心配な面もあります。

末廣委員長 この件については、今後の課題といたしますか、検討の余地があるということですかね。

前田委員 2点質問します。一般教員は、どの程度訴訟保険に入っているのか。校長先生はほとんど加入していると思いますけれども。任意のことですからわからないかもしれませんね。

もう1点は、次の段階として、校長や教員に対して管理責任を問うということは考えられますか。

指導課長 まず1点目の訴訟保険の加入率につきまして、申し訳ございませんが把握し

ておりません。当該教員は加入していたのですが、今回は適用されなかった状況でございます。

2点目につきまして、今回この事案につきましては、職務上の行為でしたので、当該教員への行政処分については、事故発生後に東京都の教育委員会に私が報告をし、事故報告も上げ、現在、処分を待っている状況でございます。あわせて、校長に対しても管理責任をとということで、こちらも処分を待っている状況でございます。

今回の民事訴訟につきましては、これは区のほうで国家賠償法に基づいて進められる状況でございます。

以上でございます。

前田委員 初步的なことですが、これが決着した後しばらくして、校長の管理責任を問うという訴訟が出るものでしょうか。

指導課長 今回の件につきましては、区が全責任を負って賠償金をお支払いするという状況で民事調停を進めてきたものでございますので、今後、校長を含めた第三者に何か請求が来るというようなことはないと考えてございます。

樋口委員 民事調停というのは、本来、区ではなく個人が払うわけですので、個人の代理弁護士が行うのが通常ですよね。そうすると、今の管理責任までというと、区が出ざるを得ないということになります。おそらくこの教員は不服だと思いますね。

どうしてかということ、こんな金額を自分で払うということになったら、何のために保険に加入していたのか、当該教員はすごく悩んでいるのではないかと思います。

そうすると、民事調停をしたことは、当該教員は保険に自分は加入しているがゆえに、不満ではないかと思えます。

管理責任まで含めて、被害者の方々、ご家族に対して民事上の問題で調停するというのは、話が違うのではないかと思います。

和田教育長 今の樋口委員のご指摘ですが、今回のケースでは、区からも本人の意思確認をきちんとさせていただきました。今回の示談という話については、そもそも告発された後、検察官からの指導で示談にしなければという話があったと。

ということは、結局この示談が成立しないと刑事罰との関係が出てくる。その辺りの比較衡量で、当該教員はこの選択をしたと認識しております。確かにこれは不服な面があるのかもしれませんが、区としてもその辺りを勘案して、本人と調整をしたということでご理解をいただきたいと思えます。

樋口委員 検事は、これによって刑事罰も、ほとんど問わなくて済むという状況にはなっているのですか。

和田教育長 確約をとっているわけではありませんが。

指導課長 教育長からお話がありましたが、検察から示談、調停にと、お話がございまして、それで進めてまいりました。私どもとしましても、この民事調停でもって収束に向かえればというようなことを方向性として対応してきたところでございます。

樋口委員 そういうことなら公表の内容に関して、検事が民事で調停をとということまで書いてあげないと、可哀そうな感じがします。結論として、検事は重大なる刑事罰を科そうとはしていない問題だということは明らかです。事実としてはその通りですが、結末まで書いてあげないと可哀そうかなと。

高森委員 こういった事件は、誰も得をしないと思います。当然、起きて欲しくありませんが、今後、同様のことが起こった時のために、事例を集めておくということは必要かなと思います。

末廣委員長 訴訟保険について、校長や教員が個人で加入する保険はいろいろとあると思いますが、学校全体で加入するという事は行っていないのでしょうか。

指導課長 現状は個人加入という状況でございます。

樋口委員 生徒との関係では、教育委員会は教員に業務を任せています。教員は、その業務の中で指導を行っているわけですが、業務で行った行為に関して個人だけが責任をとるとするのは、いかがなものでしょうか。

前田委員 保険が出来たときの事情というのが、要するに裁判を前提にしていましたから、裁判中の弁護士費用については、本人が払うべきだという考え方があったのでしょうか。

末廣委員長 その費用のために使うということですね。

前田委員 そうです。弁護士費用のために保険に加入するという事。現在はまた違う見解もあるとは思いますが。

末廣委員長 もう一つお聞きしますが、例えば臨海学校などで子どもに事故があった時には、訴訟になることも考えられますが、そのような場合には、学校だけで対応するのか、教育委員会で対応するのか。事例はこれまでにあるのでしょうか。

和田教育長 事例としては、今まではほとんどなかったと思います。先ほどのお話の中で、教員個人が責任を問われて訴訟などが起きるというケース、あるいは刑事責任を問われるケースなど、あくまでもそういう場合は、違法性、不法性があつたかどうかというところ、それについて教員個人の違法、不法な行為については、その内容、性質にもよりますが、基本的には教員個人の問題ととられます。教育委員会としては、指導という意味での管理責任、学校長も同じ責任を問われるということになると思います。

やはり個別の事案で、例えば臨海学校での指導による事故があつた場合に、教員に明らかな瑕疵があつたかどうかで、教育委員会としての責任の取り方も変わってくるだろうと思っております。

末廣委員長 その事例によってどのように対応していくか、学校だけが対応するのかという部分についてはいかがですか。

和田教育長 自治体によって若干異なる部分かもしれませんが、基本的には教育委員会として対応していくべきであろうと考えておりますし、今回のケースも教育委員会が全面的にバックアップし、責任を踏まえた上で対応を図っているとご理解いただければと思います。

前田委員 台東区は、生涯学習課や青少年・スポーツ課の事業などで区民が子どもたちを実際に指導するという事業がたくさんありますよね。その際に、例えば区民が指導して登山をしたとして、そこでの出来事で責任問題を問われることもあると思います。区民の方々、特にボランティアでやっていただいている方々は、実際に自分たちが計画して、自分たちが行っているが、責任は区の教育委員会がとるという意識が強いと思います。担当課は、実際は、誰が指導して、どういう指導をしていたのかということも問われる時代ですと、その場で言うのは非常に難しいですが、ボランティアの区民の皆さんは、それがなかなか分かりにくいと思います。やはり担当課としては、上手に意識させていくということが大事なかなと感じます。そういう意味では我々教育委員は区民の一人ですから、我々を活用されるのもいいかと。何らかの方法で、実際の指導をした人も責任を問われることがあるということは理解してもらおうということが大事だなと思います。

樋口委員 特に、マラソンやトライアスロンは気をつけたほうが良いと思いますね。怪我をしたときにどこが責任をとるかという話になります。

高森委員 PTAでもそういった行事をするときには、必ず行事保険に加入していますが、トライアスロンやマラソンはいかがでしょうか。

青少年・スポーツ課長 ご指摘のようなものとして、わんぱくトライアスロンや、ジュニア駅伝がございますが、いずれも傷害保険には、区の負担で加入しております。わんぱくトライアスロンは、芸術文化財団で加入しております。

前田委員 わんぱくトライアスロンは青年会議所が運営主体ですよ。青少年・スポーツ課の管轄だと思っていましたが、芸術文化財団で、青年会議所の方々が運営していると聞きました。その辺りもきちんとわかり易くしておいたほうが良いとは思いますが。

樋口委員 主催者はわかりましたが、実際に事故が起きたときに、学校が事故を起こしたという話になる。特にジュニア駅伝などは学校通しての話ではないですか。

青少年・スポーツ課長 ジュニア駅伝につきましては、学校単位ではなく、あくまでも個人がチームを組んで出場していただく形になっております。しかし実態としては、学校単位で出場するケースが大多数だということがございます。もちろん申し込みいただいているときに、きちんと健康管理等についても注意をした上で申し込みをしてくださいという注意喚起はさせていただいております。

前田委員 私たち教育委員も、どのように運営されているのかをよく理解して勉強する義務もあるかなと思います。

末廣委員長 全ての行事に関して、最終的にどこが責任を負うものかを、ある程度明確にさせていただければ、よりわかりやすいと思います。

ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、指導課の才及び力については、報告どおり了承いたします。

(4) 教育改革担当 キ

末廣委員長 次に、教育改革担当のキについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 それでは、キの教員等アイデア提案制度について、ご説明させていただきます。資料10をご覧ください。

これは新たな制度として、本日ご報告するものでございます。教員等が日頃の校務や教育活動の中で考えていることや工夫の余地があると思っていることについて、改善案までをイメージしたアイデアを募集し、区全体の校務改善、教育の質の向上に資する取組みを推進することを目的としております。

これまでも、校長会や私ども指導課の指導主事が学校に行って、さまざまな教員からさまざまな意見を集約しているところでございます。しかしながら、やはり個々の教員が練ったアイデアを、私どものほうに直接提案することを通して、いいアイデアは積極的に教育委員会の中でも検討していきたいと考え、この提案制度を検討してまいりました。

項番2、応募対象者をご覧ください。台東区立小中学校と幼稚園、こども園の管理職を除く教員と、保育園の園長を除く保育士としております。

園長、校長を除く理由は、既に校長会や園長会等では、私どもにご意見いただいておりますので、この制度については除くというように考えているところでございます。

項番3、募集する提案の分野、内容でございます。少しの手間、仕組みの見直し、心がけて、校務等の教育活動の効率化、教育の質の向上、教員等のモラルアップ、経費節減、安全・安心につながるアイデア等を募集することとしてございます。ただし、1校の取り組みで完結するものではなく、全校園または中学校、小学校、幼稚園、保育園といったような校種ごとに取組むことにより実現できるアイデアを募集することといたします。

項番4の対象外とする提案については、明確にする必要があると考え、設定したところでございます。当然ではございますが、服務規程に関することや人事給与制度、それから各校園の方針に関わること、自校園の内での完結すべきもの、教育委員会事務局と当該校園で完結するようなものについては対象外。また、せっかくいい提案をいただいても経費が非常にかかるようなものについては、対象外としてございます。

項番5、提案及び扱いでございますが、提案いただいたものを事務局で取りまとめ、所管する課に送付し、各課で検討していただいた後、必要に応じて校園長会に意見を聴いて審査会につなぎます。審査会において提案内容の採否を決定し、全校園に実施を依頼するものといたします。

また、いい提案をしてくださった教員、保育士については、採否の結果を通知するとともに、特に優秀な提案をした教員、保育士については台東区教育委員会優秀教員奨励実施要綱に基づき、奨励候補者として所属校園長に推薦を依頼するところでございます。

裏面をご覧ください。項番6、実施の流れについては別紙をつけてございます。欄外にサイクルを書かせていただきました。1年間を通して募集をいたしますが、半期で一度締

め切りまして、それぞれ7月末、1月末で検討を加え、意見聴取をした後、結果通知を9月、3月に出すという流れでございます。また、別紙の裏面には提案票を載せております。台東区で導入しております校務システムのI環境、また全庁LANのグループマックスからメール等を使って提案できるような形をとってございます。状況によっては交換便などで提出することも可能としてございます。

項番8のスケジュールでございますが、既に校園長会には7月にご説明させていただき、本日、教育委員会にご報告し、ご了承いただければ9月に要綱を制定し、早速10月から募集を開始していきたいと考えてございます。

新たな制度でございますので、周知等についても工夫していきたいと考えております。ご報告は以上です。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 募集する提案の分野は、資料にある5つに限られますか。

教育改革担当課長 はい。

樋口委員 1番目の校務等や教育活動の効率化と、4番目の経費削減は、効率化という意味で同じ性質のように感じますが。

教育改革担当課長 効率化というのは経費の削減に必ずしも連動しないものもあると考えまして書かせていただきました。

樋口委員 経費とは、経費が関わるものに関して、こういう新しいアイデアがありますというアイデアということですか。それとも、いわゆる学校運営全体に関して、これをこうしたら経費はかからなくなるという意味ですか。例えば子どもを遠足に連れていくのに、こうやったらもっと経費が減額になるかもしれませんというアイデアなのか、それとも学校全体で、例えば教員の中において、こういう情報の交換においてこういう経費がかかっているが、こうすればもっと経費が安くなるという意味なのか。それを全部合わせてのお話なのか。

教育改革担当課長 私どもが考えましたのは、子どもの教育活動についての経費は、やはりそれぞれの学校の事情がありますので、この場合は想定外でございます。

学校ごとに、例えばある学校で備品が非常に多くあって、ある学校ではそれが足りなくて、そこを、例えば流用することでより節減でき、有効活用できるといった、そういった教育の運営上のことについてのアイデアというふうに考えています。

ただしその辺りは、わかりにくい部分ありますので、要綱の中で明確にしていきたいと考えております。

樋口委員 意見として、できましたら2番目の、教育の質が高まるアイデアをもう少し強調していただきたい。教育の質を高めるのに、各教員はもっと新しいアイデアがあるのではないかと。これこそ一番重要だと思いますのでよろしく願います。

高森委員 もう既に他県や他区で実施されている先進的な取組や、すでに実績の上がっているようなものもあると思いますけれども、オリジナルに拘らずに、そういったものを

取り入れた形でもよろしいのでしょうか。

教育改革担当課長 他区や他市で取り組んでいるものをアレンジして、台東区に合わせてという提案をしていただけるように思います。また審査会の中で、担当課と相談をしながら進めてまいりますので、先進的な取組については、どこかでやっているからそれは不可というようなことにはならないのではないかと思います。

高森委員 項番4の対象外とする提案の最後に、特別な経費を要するものとありますが、これもある程度の基準のようなものがないと、先生方も悩まれると思います。そういったこともお考えとしてはあるのでしょうか。

教育改革担当課長 特別な経費を要するものが出てきた場合でも、こちらで予算化が必要になってくるものもあるかと存じますので、あえてここでは額面的なことは書かずにおいたところでございます。

高森委員 要相談という部分があるということですね。わかりました。

末廣委員長 ほかにございますか。

樋口委員 目黒の小学校は郵便局と提携して、郵便の配送システムを子どもに勉強させる一方で手紙を書く勉強もさせ、手紙を書く意欲を高めているとのことでした。

台東区にもこういったことは必要ではないかと思っていてまして、アイデアをどんどん出してくれる現場では、時間の制約の中において、子どもをもう少し町会の活動も含めて参加させて、社会性を学校現場に取り入れることによって学習意欲を高めるという工夫もあるのではないかと思います。

前田委員 学校現場の第一線の先生方のアイデアを受け入れて、台東区の教育を活性化することはいいと思います。

教育ビジョンをつくった今、それを学校の先生方と一緒にやっていくチャンスです。ですから考え方の中にそれを入れていったほうがいいかなと思います。

それから、要綱などもきちんと整備すると思いますけれど、募集する提案の分野、または内容というところを要綱にきちんと入れていった方がいいと思います。

それから、項番5に、提案及び提案者の取り扱いとあって、場合によっては指導課、教育改革担当以外の課も該当する場合があります。予算をつけなくてはならないアイデアも出てくるかもしれない。区長部局との連携、理解も得ないと最終的にはお金の問題になってくるので、そのところが非常に大事だと思います。

教員等の中の「等」に教育委員も入っているかどうかわかりませんが、もし私が提案していいということになったら、教員の立場で言えば、意識の部分をもう少し考えてもらいたいと思います。

それから、連携の日がありますよね。連携の日に、学校の先生から聞いた話ですが、中学校が小学校の授業を参考にしたいので授業公開をしてほしいと申し出た時に、事情があったことと思いますけれども、それは断られたという話なんです。そういったことは学校教育に関わる指導課が直接やれることもあると思います。そういうところに私は期待して

います。もっと積極的にやってもらいたい。学校からの批判は多少あったとしても。

学校教育に関わる担当課がどんどんやっていただいて、例えばいじめをなくす台東区バージョンとか、あるいは言語能力を高める台東区バージョンとか、考えるということはどういうことかという台東区バージョンとか、いろいろやろうと思えばできます。学校現場との一体化ということで、このアイデアは私はすばらしいと思うし、一続きの行政施策としてやるという形でできればいいかなと思います。

末廣委員長 ほかにございますか。

この提案制度を考えるときに、実際の現場の校長先生や先生から、こういう制度をつくってほしいというような要望があったのでしょうか。

教育改革担当課長 学校教育ビジョンを策定した際に、4の施策目標のなかの絆づくりと活力ある学校園共同社会を創造するという中で、校園長先生のリーダーシップについて教育委員会がともに共同体制をとるというものを、刷り込んだところでございます。

ただし一方で、一般の先生からの意見をもう少し活用できないかというようなお話は議会でもご提案いただきましたし、ほかの先生方からも、私どもにそういった声が入ってきているところです。

また一方で、区の職員を対象としたヒント提案制度も、台東区は以前から持っておりますので、これは学校教育ビジョンができあがった際に、あわせて教員のアイデアを広く求めていくことは、時期としてはいいのではないかと考えたところでございます。

末廣委員長 教員等のモラルが高まるという、これは教育改革担当として、どうしてもそういうアイデアを出してもらいたいという必要性など特に感じたところがありますか。

教育改革担当課長 例えば情報管理の問題や、子どもに対する指導の問題など、先生方の意識を縛っていくよりは、自らが襟を正して、その辺りを考えていくことが、子どもたちにとってよりよい指導をする上で非常に重要なことであると考えております。

ここに載せるかどうかを検討いたしました。やはりお互いがそういったことをきちんと指導していこうという視点に立つようなモラルを上げていくための方策として、またいいものがあれば出していただきたいと思っております。体罰はよろしくないとか、いじめのない指導をしていくということをこちらから言うだけではなく、やはり教員の側からそういった意識を回復していくことが大事であるというふうに考えております。

末廣委員長 そうですね。そのような教育の質が高まるよう、教員自身が、本当にこういうことに関して考えるということですよ。

前田委員 アイデアが出て、その実施に関してなどは、この教育委員会で相談していただけますか。

教育改革担当課長 事務局のほうで審査会を持っておりますので、その結果、決定したのものについては、教育委員会にご報告するものも出てくると考えております。

前田委員 例えば教科書採択などに関連して、先生方がグループとなって、要望その他が出る可能性はあるのでしょうか。もしその際には、教育委員会に諮ってもらいたいです。

先生方の各教科の委員会がありますよね。数人の発言によって、組織としての方向性が決まっていくようなところもありますから、私は少し疑問を持っていました。ですから特に思想的なことが絡むようなものは関知していただいて、教育委員会が責任を持つというような形にしていただければいいかと思えます。よろしく願いいたします。

高森委員 前田委員と全く同じ質問をしようと考えていました。この教育委員会の定例会はどの段階で入のかということを知ろうとしていました。

今ご説明がありました、少し危惧していますのは、前田委員と同じところで、もし、少し手を加えることができるとしたら、例えば審査会の後に、結果の通知ということで済まされてしまうのも心配なところがありますので、決定前に教育委員会定例会に提案をいただくという流れにしたほうがよろしいのかなと思えます。

それからもう一つ、この提案制度の応募対象者は個人ですか、それとも前田委員がおっしゃったように、団体、グループで応募することもできるのでしょうか。

教育改革担当課長 もともとは個人でと考えておりました。ただし、同じような提案が、同じ時期に出てくるということも当然想定してございます。グループでとなりますと、組織としてこちらに要望するような仕組みがほかにもありますので、そちらでしていただきたいと思えますので、これはあくまで個人の先生たちのアイデア提案というレベルで考えてございます。

樋口委員 提案票はもう少し簡素化されたほうがよろしいかと思えます。題名と概要はほぼ同じですし、概要と内容はどう違うのか。一番重要なのは、現況とその改善の内容と想定される効果。この三つがあればよろしいかなと思えます。こういう提案の場合は、なるべく簡素化したほうが提案しやすいので。この項目を全部埋めるとなると、面倒だからやめようとなり、こちらとしては制度に沿わない結果になりますので、もう少し簡素化されて、三つぐらいまでの項目で書かれたほうがいいかと思えますが。

教育改革担当課長 ありがとうございます。提案票につきましては、まだ要綱をつくっている段階でございまして、私どもも今回は中身がわかりやすいようになりに細かく書きましたが、ご指摘の内容について今後検討させていただきます。

末廣委員長 審査会はどのようなメンバーになりますか。

教育改革担当課長 この審査会は、教育委員会事務局の課長級の審査会というように考えております。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、教育改革担当のキについては、報告どおり了承願います。

(5) 生涯学習課 ク

末廣委員長 次に、生涯学習課のクについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

生涯学習課長 それでは、クの台東区社会教育委員の会議諮問事項審議の進捗状況につ

いて、ご説明申し上げます。資料11をご覧ください。

昨年4月に、本教育委員会から「台東区生涯学習推進プランの推進に向けた具体的な施策展開の方策について」の諮問があり、社会教育委員の会議では、推進プランに新規事業として計画されております「(仮称)台東区民カレッジの創設」について調査検討を行い、審議を行うことといたしました。

推進プランに計画される「(仮称)台東区民カレッジ」とは、標記のとおり、学習情報と学習機会の提供、さらに、実施に当たっての人材活用を図っていくものでございます。特に、講座の実施に当たっては、人が生きていくために必要とする学習機会、中でも、地域的課題等の学習機会を提供し、社会に役立つ活動を生み出していこうというものでございます。

次に、項番2の審議の経過及び内容についてでございます。

まず、講座の修了後に、学んだ内容を生かして、広い意味での市民活動の担い手として活動していく二つの先進事例、埼玉県狭山市の狭山げんき大学と、東京都杉並区のすぎなみ地域大学について視察をいたしました。その現地視察から得られた知見をもとに、区民カレッジのあり方について検討を行い、改めて、社会教育の立場から、区民カレッジの目的と役割を明確にするとともに、その役割を果たすために必要な機能等について検討を進めてきたところでございます。詳細につきましては、別添の「中間のまとめ」を後ほどご覧いただきたいと思っております。

今後の予定でございますが、関係機関の視察等を交え、具体的な検討を進め、来年3月には答申の提出を行う予定でございますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 私も少しかかわっている横浜のたまプラーザ辺りでは、全く視点を変えまして、地域に対してみんなで考えましょうと。企業も入ってきて、まちをどうやって活性化するか提案のところで、かなり人が入っています。個人だと、自分が好きな勉強をしたというだけで話が終わってしまう可能性がありますので。

生涯学習課長 庁内では実践的な実務と結びつく講座もやっておりますので、そういったものも視野に入れつつ、まさに実践的な区民の方が活動できるようなものを含めて考えていきたいと思っております。

樋口委員 やはり観光の研究を入れるべきだと思います。年間4,000万を超える人が台東区に来ますので。静岡は完全に観光は産業の一つとして入れています。どうやって観光客を留めて、回遊性をどうするかとか、そういうことは地域の発展につながりますので、ぜひともテーマとして観光を。よろしく願いします。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 ないようですので、生涯学習課のクについては、報告どおり了承願います。

3 9月の行事予定について

末廣委員長 次に、9月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 9月の行事予定につきましては、資料12のとおりでございます。なお、教育委員会の定例会は6日の火曜日のほかに、臨時会が24日と10月1日に予定されておりますので、よろしく願いいたします。

簡単でございますが、以上でございます。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、行事予定については報告どおり了承いたします。

その他

学務課 ア

末廣委員長 次に、その他、学務課のアについて報告をお願いします。

学務課長 台東幼稚園の閉園式についてでございます。資料をご覧いただきたいと思っております。

内容については、これから園と詰めていくものでございますが、日程といたしまして、3月29日、日曜日、午前10時から1時間程度ということで、場所は柏葉中学校の体育館をお借りしてございます。出席者としてご案内を差し上げる予定としておりますのが、済美幼稚園などの例により、幼稚園関係者、町会、地域、議会、区、教育保育関係ということで、ご覧のような方々にご招待を差し上げたいと考えてございます。

具体的なものは、年明けぐらまで詰めてまいりますが、この閉園式と同日にPTA関係者の方々は、お別れ会を実施するというようなことも既に具体的に準備が進みつつございますので、日程については、この場で報告させていただいて、ご了解をいただいておりますので、日程については、この場で報告させていただいて、ご了解をいただいております。

ちなみに、閉園に当たって、いわゆる記念碑的なものということについては既に顧問の皆さんの間でも話題になっており、今、耳にしております情報によりますと、台東幼稚園では室内用ですがログハウスを、お父さんたちの手づくりで作ってございまして、そういったものを、PTAの活動の中につくったものですよというような碑をつけて保存していただきたいというようなことや、現在、園歌をタイルで一文字一文字つくったものが室内に飾ってありますが、これもPTAの方々の手づくりでございまして、これもできれば、現在の台東幼稚園の表門は新しいこども園の裏門になりますので、その裏門のいい場所に、記念に設置していただけないかとか、そのようなことが非公式には伝わっておりますので、そういった要望については、できるだけお応えできたらと考えている状況でございます。

取り急ぎ、周年記念行事にも匹敵する行事と捉えておりますが、台東幼稚園の閉園式について状況をご報告させていただきました。

以上です。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、学務課のアについては、報告どおり了承願います。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後0時30分 閉会